

絶滅のおそれのある種

絶滅のおそれのある野生生物種のこと。絶滅の危機にある動植物のリストであるレッドデータブックでは、絶滅の危機の度合いによって、絶滅、野生絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧と分類している。生息環境の破壊や乱獲などが絶滅の原因であり、現在においては、地球が始まって以来のスピードで生物の絶滅が進んでいるといわれている。
→希少野生動植物

線量率

空間放射線量率のことで、単位時間当たりの空間放射線量をいう。通常1時間あたりの放射線量のnGy/hで表す。

【そ】

騒音規制法

工場や建設作業に起因する騒音の規制や、自動車騒音の許容限度等について定めた法律で、昭和43年から施行されている。

【た】

ダイオキシン類（74ページ参照）

ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月に制定されたダイオキシン類対策に係る法律（平成12年1月施行）。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規則、汚染状況の調査、汚染土壤に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

大気汚染防止法

工場などから発生するばい煙・粉じんの規制、自動車排出ガスの許容限度などを定めた法律で、昭和43年から施行されている。

【ち】

地球温暖化

地球温暖化は、化石燃料の大量消費などによって二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増え、地球表面の気温が上昇する現象で、これにより、

気象の変化、海面上昇、健康への影響等が懸念されている。18世紀の産業革命以降、地球の大気中の二酸化炭素濃度は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになったため、この200年ほどで急激に増えている。

窒素

地表大気中では約8割を占める無色無臭の気体。窒素自体は無害だが、たん白質などの有機物にも多く含まれ、植物プランクトンの栄養源となるため、湖沼や海域の汚染（富栄養化）の原因となる。水質汚濁の環境基準に定められている「全窒素」は窒素化合物の総量をさしており、数値が大きいほど水が汚れていることになる。

中間処理施設

廃棄物の最終処分（埋め立て）やリサイクルの前に減量化、減容化、無害化（安定化）等を目的として焼却、破碎、圧縮などの処理を行う施設のこと。

鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって、鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認められる区域について、期間を定めて設定される。さらに、特に必要のある場合には、鳥獣保護区の区域内に特別保護地区が指定される。鳥獣保護区内では、鳥獣の捕獲等が原則として禁止されるほか、特別保護地区内では、一定規模以上の工作物の設置、木竹の伐採などを行う場合には許可が必要となる。

【て】

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排ガス中の窒素酸化物、粒子状物質、二酸化炭素などの大気汚染物質や温室効果ガスの排出が少ない、又は全く排出しない自動車のこと。国の低公害車アクションプラン（平成13年7月）によると、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車のことをいう。

テトラクロロエチレン

ドライクリーニングや金属・機械等の脱脂洗浄剤に使われてきた物質で、今日では代替フロンの原因

料としての用途が多い。自然界に存在しない合成化学物質で水質汚濁，土壤汚染，大気汚染に係る規制の対象とされている。

【と】

都市公園（146ページ参照）

土壤汚染対策法

土壤汚染の状況の把握や土壤汚染による人の健康被害の防止等土壤汚染対策を内容とする法律で，平成15年2月から施行されている。

特別栽培農産物

地域で慣行的に行われている栽培方法に比べて，節減対象農薬の使用回数と化学肥料の窒素成分の使用量が50%以下で栽培された農産物のことで，農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に生産の原則等が定められている。

トリクロロエチレン

金属部品の脱脂洗浄剤として使われてきた物質で，今日では代替フロン为原料としての用途が多い。自然界に存在しない合成化学物質で，水質汚濁や土壤汚染，大気汚染に係る規制の対象となっている。

^3H （トリチウム）（三重水素）

宇宙線や原子炉内の核分裂などによって生成する半減期約12年，ベータ線を出す放射性物質。宇宙線によっても生成されるので自然界にも存在する。

【な】

内分泌かく乱物質（78ページ参照）

75%値

環境基準の達成状況は，BOD又はCODの測定データの75%以上が基準値を満足することをもって環境基準に適合していると判断することとされており，年12回の測定値ならば低い方から9番目の値が75%値になる。

【に】

二酸化硫黄（14ページ参照）

二酸化窒素（17ページ参照）

【ね】

年線量限度

国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告を基に，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に定められた原子力発電所起因の放射線による一般公衆に対する年間の放射線量の限度を示す。実効線量については1ミリシーベルト(mSv)と定められている。

【は】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で，化石資源を除いたもの。バイオマスは，地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って，無機物である水と二酸化炭素から，生物が光合成によって生成した有機物であり，ライフサイクルの中で，生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

排水基準

工場等から排水する物質についての限度を定めた基準。この数値は，人体，あるいは農作物などへの影響を考慮して定められている。

【ひ】

P R T R 制度

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register:化学物質排出移動量届出) 制度は，有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から，どれくらい環境に排出されたか，あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを把握し，集計・公表する制度で平成11年に定められた。

この制度は，行政・事業者・市民が情報を共有しつつ地域全体で化学物質による環境リスクを減らしていくことを目指した仕組みである。

B O D

「Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量)」の略語で，河川における有機性汚濁の代表的な指標である。その値は，水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で表され，値が大きいほど水が汚れていることになる。

P C B

「ポリ塩化ビフェニル」の略。

工業的に合成された化合物で、水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質である。

P C Bは、昭和43年カネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われていない。P C B廃棄物については、処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきた。

このような状況にあつて、国では平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を制定し、全国に5箇所の広域処理施設を整備し、平成28年7月までにP C B廃棄物の処理を終えることになっている。

非メタン炭化水素（21ページ参照）

【ふ】

富栄養化

湖沼や内湾等の水域において、窒素、りん等の栄養塩類の濃度が増加すること。富栄養化が進むと藻類が異常繁殖し、アオコ、赤潮等の原因となる。

不快害虫

健康被害には直接つながらないが、生活感覚に不快感を与える虫のことをいう。これに対し、蚊やノミ、スズメバチなどの病原体の媒体や人体に直接被害を及ぼす害虫などを、衛生害虫という。

不法投棄

廃棄物を法律が定める方法により処理せず、山林・原野などにみだりに投棄すること。

浮遊粒子状物質（15ページ参照）

フロン

フッ素を含む化合物で、業務用冷凍空調機器（パッケージエアコン、冷凍、冷蔵ショーケース等）、カーエアコン、家庭用エアコン・冷蔵庫の冷媒、半導体製造工程の洗浄剤などとして使用されてきた。オゾン層を破壊する原因物質として指定された特定フロン（C F C：クロロフルオロカーボン）は、平成7年末をもって生産が全廃された。同様に、オゾン層破壊物質である特定ハロンや四塩化炭素についても、すでに生産が中止された。なお、特定フロンの代替物質として開発され普及

してきた代替フロン（H F C：ハイドロフルオロカーボン）についても、温室効果をもつことが判明したため、京都議定書では温室効果ガスとして取り扱われ、排出抑制に向け最大限の努力が求められている。

フロン回収破壊法

オゾン層の破壊や地球温暖化を招くフロンを大気中にみだりに放出することを禁止するとともに、業務用冷凍空調機器及びカーエアコンの廃棄時におけるフロンの適正な回収及び破壊処理の実施等を義務づけた法律で、正式名称を「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」といい、平成14年10月から全面施行されている。カーエアコンについては、平成17年1月から自動車リサイクル法で規制されている。さらに、現在、回収率が3割程度にとどまっている業務用冷凍空調機器のフロン類の回収率の向上を図るため、平成19年10月から、法が改正施行されている。

【へ】

閉鎖性水域

地形等により水の交換の悪い内湾・内海、湖沼などの水域のこと。このような水域は、水が汚れやすく、また水底に汚濁物質の堆積が進みやすくなる。県内では、鹿児島湾や池田湖などがこれにあたる。

p H

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標であり、pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

B q（ベクレル）

放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度又は放射性物質の量を1ベクレル（B q）という。1ミリベクレル（mBq）は1ベクレル（Bq）の1000分の1、1メガベクレル（MBq）は1ベクレルの100万倍である。

ベンゼン

溶剤、工業原料、農薬・医薬の原料などとして広い分野で使用されますが、揮発性でしかも発癌性があるため、大気汚染防止法で指定物質として規制されている。

【ほ】

放射線

放射性物質から出てくる α 線， β 線， γ 線，及びX線等の総称。

放射能

原子核が α 線， β 線， γ 線等の放射線を出す性質をいい，その強さをベクレル（Bq）で表す。

放水口ポスト

発電所放水口の海水中の放射線量（計数率）を測定するための自動連続測定装置を備えた野外固定施設。川内原子力発電所の放水口に1局設置している。

（サンゴの）捕食被害

サンゴは，サンゴ虫が作る石灰質の骨組である。オニヒトデ等の生物は，消化液を使ってサンゴを溶かし，その肉質部を食べている。

サンゴ礁は，魚介類の住処として，また観光資源等としても重要な役割を果たしているため，このような捕食被害から保全する必要がある。

→オニヒトデ等

【ま】

マニフェスト（産業廃棄物管理票制度）

マニフェストとは，排出事業者が廃棄物の処理を委託する場合，廃棄物の種類，量，性状，取扱いに関する注意事項等を記載した伝票（マニフェスト）を処理業者に交付して，その情報を確実に伝達し，返送される伝票により廃棄物が適正に処理されたことを確認する仕組みをいい，平成2年度からこのシステムが導入され，また，平成9年の廃棄物処理法の改正により電子情報を活用する電子マニフェスト制度が導入されている。

【も】

モニタリング

環境放射線を定期又は連続的に測定監視すること。原子力発電所では，運転に伴い放射性物質が発生し環境にはできるだけ影響がないように管理して放出されているが，県では，川内原子力発電所周辺の人々の安全の確保と環境の保全を図るため，発電所の周辺地域において常に環境放射線の監視（モニタリング）を行っている。

モニタリングカー

モニタリングステーション，モニタリングポスト等の固定施設に対して，いつでも必要な場所に移動して空間放射線量等の測定を行える移動測定車

モニタリングステーション

空間放射線量自動連続測定装置，大気中浮遊じん連続捕集装置等を備えたモニタリングポストより重装備の野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に，県が1局，九州電力が2局，合計3局設置している。

モニタリングポイント

蛍光ガラス線量計（RPLD）という積算型の放射線測定器を備えた，3か月間の積算線量を測定するための野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に，県が25地点，九州電力が22地点，合計47地点設置している。

モニタリングポスト

空間放射線量自動連続測定装置等を備えた野外固定施設。川内原子力発電所の周辺に，県が21局，九州電力が4局，合計25局設置している。

【や】

ヤンバルトサカヤスデ

台湾から沖縄県に，さらに奄美全域や県本土の南薩地区，鹿児島市などにも侵入している体長3センチ前後の多足類の節足動物。異常発生時には，人に不快感を与えるため，不快害虫といわれている。

【よ】

容器包装リサイクル法

家庭から出るゴミの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物の排出抑制や資源として有効利用するために制定された法律。正式名称「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルのための役割を担っており，消費者には，市町村の定める分別収集計画に基づく分別排出，市町村には，圧縮，梱包など法律で定められた分別基準への適合と適切な保管，事業者には，分別収集された容器包装廃棄物のリサイクルが義務づけられている。法の対象となっているのは，ガラス製容器・ペットボトル・プラスチック製容器包装，紙製容器包

装，スチール缶・アルミ缶・紙製飲料パック・段ボールなどの10品目。

¹³¹I（ヨウ素- 131）

ウランなどの核分裂で生成する半減期約 8 日，ベータ線とガンマ線を出す放射性物質。

【り】

りん

食品や肥料などに多く含まれている元素で，りん化合物は，植物プランクトンや水草の主な栄養源となるため，富栄養化の原因となる。なお，水質汚濁に係る環境基準に定められている「全りん」は，りん化合物の総量をさしており，数値が大きいほど水が汚れていることになる。

【る】

類型指定

地域別や水域別に環境基準の類型を当てはめること。例えば，公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定は，水域の水質状況や将来の利水目的などを勘案して水域ごとに設定される。また，騒音にかかる環境基準についても，土地利用等を考慮して類型指定が行われている。

県の環境についてのお問い合わせ

【環境林務課】TEL099-286-2587

- ・環境基本条例に関すること
- ・環境基本計画に関すること
- ・水俣病に関すること
- ・公害の紛争処理制度に関すること
- ・環境影響評価に関すること
- ・赤土等流出防止対策に関すること
- ・森林環境税に関すること

【地球温暖化対策課】TEL099-286-2546

- ・鹿児島県地球温暖化対策推進計画に関すること
- ・県庁環境保全率先実行計画に関すること
- ・環境マネジメントシステムに関すること
- ・地球環境を守るかごしま県民運動に関すること
- ・環境学習の推進に関すること
- ・新エネルギー等の開発利用促進に関すること
- ・森林の二酸化炭素吸収量認証に関すること
- ・森林環境税関係事業に関すること

【廃棄物・リサイクル対策課】TEL099-286-2594

- ・産業廃棄物処理対策に関すること
- ・公共関与による産業廃棄物処理施設の整備に関すること
- ・一般廃棄物処理対策に関すること
- ・ごみの減量化・再資源化に関すること
- ・フロン対策に関すること

【自然保護課】TEL099-286-2613

- ・自然環境の保全に関すること
- ・自然公園の管理に関すること
- ・屋久島環境文化村構想の推進に関すること
- ・奄美群島自然共生プランの推進に関すること
- ・野生生物の保護対策に関すること

【環境保全課】TEL099-286-2624

- ・環境管理計画の策定・推進に関すること
- ・大気汚染・騒音・振動・悪臭防止対策に関すること
- ・水質汚濁・土壌汚染防止対策に関すること
- ・ダイオキシン類等化学物質対策に関すること
- ・P R T R 制度に関すること

【林業振興課】TEL099-286-3357

- ・森林環境整備事業に関すること

【森林整備課】TEL099-286-3385

- ・地域森林環境づくり促進事業に関すること
- ・緑化の推進に関すること
- ・森林ボランティアの育成に関すること
- ・グリーンマスターに関すること

【環境保健センター】TEL099-225-5131

- ・環境行政及び保健行政を科学的・技術的に支援するための試験・研究

【保健所】

- ・廃棄物の処理・清掃その他の環境の衛生に関すること
- ・水質汚濁に関すること
- ・公害の防止に関すること

鹿児島地域振興局保健福祉環境部
伊集院保健所 TEL099-273-3111

南薩地域振興局保健福祉環境部
加世田保健所 TEL0993-53-2317

北薩地域振興局保健福祉環境部
川薩保健所 TEL0996-23-3167

始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部
始良保健所 TEL0995-44-7959

大隅地域振興局保健福祉環境部
鹿屋保健所 TEL0994-44-0646

熊毛支庁保健福祉環境部
西之表保健所 TEL0997-22-0032

屋久島事務所保健福祉環境課
屋久島保健所 TEL0997-46-2024

大島支庁保健福祉環境部
名瀬保健所 TEL0997-52-5411

徳之島事務所保健衛生環境課
徳之島保健所 TEL0997-82-0149